一橋大学研究費不正使用防止計画推進室設置要項

平成19年５月９日
規則第118号

改正　平成21年10月19日　平成22年４月１日
平成23年３月２日　平成23年８月３日
平成24年８月１日　平成25年４月１日
令和２年９月１日　令和３年４月１日
令和５年１月１日

（目的）

第１条　国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）に全学的な観点から、研究費不正使用防止計画を推進するため、研究費不正使用防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

（組織）

第２条　推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一　財務を担当する副学長

二　学長が指名する役員補佐

三　総務部長、財務部長、学術・研究推進部長、人事課長、広報・社会連携課長、財務課長、経理課長、研究支援課長、人事課課長代理、研究支援課課長代理及び財務課総務係長

四　その他、室長が指名する者　若干人

（室長等）

第３条　室長は、前条第１号の室員をもって充てる。

２　室長補佐は、前条第２号の室員及び同条第３号の室員のうち部長１人をもって充てる。

（業務）

第４条　推進室は、次に掲げる事項を扱う。

一　不正発生要因の把握

二　具体的な研究費不正使用防止計画の策定及び実施

三　不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施

四　適切なチェック体制の構築及び学内ルールの統一についての提言

五　「一橋大学における研究に係る行動規範」の浸透を図るための方策の推進

２　前項の業務を行うに当たっては、必要に応じて、本学の教員の意見を聴取するものとする。

（事務）

第５条　推進室の事務は、人事課、広報・社会連携課、財務課及び経理課の協力を得て研究支援課が行う。

（雑則）

第６条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、推進室が別に定める。

附　則

この要項は、平成19年６月１日から施行する。ただし、第４条第５号については、平成19年７月３日から施行する。

附　則

この要項は、平成21年10月19日から施行する。

附　則

この要項は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成23年３月２日から施行し、平成22年12月１日から適用する。

附　則

この要項は、平成23年８月３日から施行する。

附　則

この要項は、平成24年８月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年９月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年１月１日から施行する。